

生活保護受給世帯等の者における養成施設等への入学前の貸付取り扱い要領

(目的)

第1条 この要領は滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等実施要綱第7条第1項(1)④により、申請者のうち、生活保護受給世帯等の者が養成施設等へ入学する前に行う介護福祉士修学資金(以下、「修学資金」という。)の貸付の申請等にかかる取り扱いを定めるものとする。

(貸付申請)

第2条 修学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて県社協に申請するものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書(個人情報取得・利用(取り扱い)の同意を含む)
- (2) 在籍する高等学校の長の推薦書
- (3) 在籍する高等学校の調査書または内申書
- (4) 申請者の属する世帯の生活保護受給証明書または非課税証明書等
- (5) 連帯保証人のうち申請者と生計を一にし、かつ、その生計を主として維持している者の前年の所得を証明する書類
- (6) 県社協会長が必要とする書類

(県社協会長から福祉事務所長への報告等)

第3条 申請者が生活保護受給世帯である場合、県社協会長は、修学資金の貸付決定をした場合の貸付予定額を福祉事務所長に報告するとともに福祉事務所長に対して、申請者の資金貸付による自立助長の効果に関して意見を求めなければならない。

(審査ならびに通知)

第4条 県社協会長は、第2条による申請ならびに第3条により福祉事務所長の意見があった場合、速やかに審査をし、貸付の内定の可否について決定するものとする。

2 県社協会長は、修学資金の貸付の可否を申請者に通知するものとする。

(入学試験結果の報告)

第5条 申請者が養成施設等への入学試験に合格し、入学する意思がある場合、合格通知書の写しを県社協会長に提出する。

(貸付決定)

第6条 前条により報告を受けた県社協会長は、文書により速やかに申請者ならびに福祉事務所長に決定を通知するものとする。

(初回の貸付金の振込日の決定)

第7条 県社協会長は、福祉事務所長と協議のうえ、初回の貸付金の振込日を決定するものとする。

(保護変更決定の報告)

第8条 申請者は、福祉事務所長から保護変更決定通知があった場合、その写しを速やかに県社協会長に提出しなければならない。

(初回の貸付金の振込み)

第9条 県社協会長は、保護変更決定通知書の写し等により生活保護が廃止されたことを確認できた場合、速やかに貸付金を振り込まなければならない。

(入学後の状況確認)

第10条 県社協会長は、修学資金の貸付を受けた者が養成施設等へ入学した後の学業等の状況を当該養成施設等の協力を得て定期的に把握するとともに、当該養成施設等卒業後の就労支援に努めなければならない。

付 則

1. この要領は平成28年10月27日から施行する。

平成29年8月31日一部改正

平成30年2月1日一部改正